**建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認について**

**笠　岡　市**

　笠岡市では，建設従業員の福祉の増進を図るため，建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）等への加入履行証明書を，入札参加資格申請書提出時に添付していただいておりますが，この制度の履行を確保するため，工事請負契約締結に際しては，次のとおり掛金収納書等を提出していただくことになりました。

　なお，建設業退職金共済掛金相当額は，現場管理費の中に計上されています。

**１　掛金収納の確認方法**

　１件当たりの契約金額が**１，０００万円以上**の工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）は，いずれかの方法により工事担当課の確認を受けてください。

(1) 証紙貼付方式を選択した事業主

購入の際に金融機関が発行する「掛金収納書（契約者が発注者へ）」（「掛金収納書提出用台紙」に貼り付けたものを，工事請負契約締結後**1か月以内**に工事担当課へ提出する。

(2) 電子申請方式を選択した事業主

　　退職金ポイント購入の際に建退共が発行する「掛金収納書（電子申請方式）」を原則として工事請負契約締結後**４０日以内**に工事担当課へ提出する。

**２　共済掛金の納付額**

　建設業退職金共済証紙の購入額は，工事の規模及び工事種別により異なりますので，裏面の「掛金納付の考え方について」により，**建設工事・設備工事**並びに**土木工事**にあっては，表のそれぞれ該当する率により納付額を算出してください。

　なお，受注業者は，１，０００万円未満の工事についても共済掛金を納付してください。

**３　下請業者への共済証紙現物交付等**

　受注業者が工事の一部を下請業者に施工させる場合は，下請代金に応じた共済証紙の現物を交付し，又は退職金ポイントを充当してください。なお，下請業者が建退共制度への未加入の場合は，加入促進についても指導してください。

《掛金納付の考え方》

下記は，総工事費に占める共済証紙代金の割合について，「労働者延べ就業予定者数」の７割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

　したがって，これを実際に活用する際には，下記に〔対象工事における労働者の加入率（％）／７０％〕を乗じた値を参考としてください。

